

(続紙 1)

京都大学	博士 ( 教育学 )	氏名	伊藤 (小原) 優貴
論文題目	インドの初中等教育における「影の制度」 —デリーの無認可学校の正当性の研究—		
<b>(論文内容の要旨)</b> 本論文はインドにおける貧困層の間に浸透しつつある、低授業料の私立 (Low Fee Private, LFP) 学校、とりわけそのなかでも政府の公式統計に含まれない、無認可の私立学校について、その実態、法的位置づけ、果たしている機能、そして保護者などの意識について分析したものである。本論文では無認可学校とその発展・存続を支える非公式の規則を「影の制度」と捉え、学校インフラや教員資格において政府の基準を満たさない非正規の学校が存続、普及し、また実態として正規学校のように、卒業生を正規の上級学校へと進学させているメカニズムについて明らかにしたものである。 第1章では、インドにおける無償義務教育政策の歴史的展開を考察し、初等教育の普遍化が未だ実現されていない理由について検討した。その結果、インドの法律において無償義務教育は法的制裁を伴わない指導原理であり、経済困難地域や家庭に配慮した様々な例外規定が作られ名目化していることを明らかにした。 第2章では、インドの無認可学校の規模・特徴について考察した。その結果、インドの無認可学校は一般に、政府から認可されていないものの、認可学校と同じ形態で正規に近いカリキュラムを導入しており、政府の規定する教員給与や学校インフラ基準が適用されないため、安価なコストで貧困層に比較的質のいい教育を提供していることを明らかにした。富裕層を対象にした認可エリート校は高額な授業料により運営されている一方、一般の公立校は原則として無償化されているが、多くの教師にやる気がなく機能不全に近い状態にあり、無認可私立校はこの間を埋める学校として普及してきたことを明らかにした。 第3章では、インド・デリーの裁判所で展開された無認可学校の法的正当性と子どもの教育権の保障をめぐる議論について考察した。デリー高等裁判所が無認可学校は適切な教育設備と教員を有しておらず、違法であり、子どもの権利を侵害しているとして閉鎖を命じたとき、認可学校も多く加盟するデリー私立学校協会は、無認可学校の法的正当性と社会的意義を主張して擁護したことを明らかにした。そしてその背景として、認可学校の経営者のほとんどが姉妹校として無認可学校を同時に経営しており、認可学校と無認可学校は対立するグループではなく、互いに補完しあう共同体を形成していることを示した。 第4章ではSrivastava (2007) の「影の制度的枠組み」を援用して、無認可私立学校が実態として正規の学校に近い機能を果たすメカニズムを解明した。その結果、調査対象校では、低額の授業料や授業料免除制度、認可学校と比べて柔軟な編入制度、温情的な試験制度などの非公式な手続きや規範が用いられることが明らかとなった。			

(続紙 2)

また上級正規学校への進学に際しては、認可私立学校から購入・調達した修了証明書が発行されており、公的な制度的枠組みに準拠するための工夫がなされていることを指摘した。また経営者の政治的コネクションや賄賂、教員給与の二重帳簿などにより、基準を満たさない学校が認可を受けており、これも安い授業料を実現する手段として行われていることを明らかにした。

第5章では、無認可学校の保護者に対する質問紙調査および聞き取り調査の結果をもとに、保護者の学校選択要因と無認可学校に対する見解について考察した。その結果からは、保護者は、学校が無認可であることは認識しており、主として公立学校との比較による、相対的質の高さという理由から無認可学校を選択していたことが明らかにされた。またそれゆえ、保護者の多くは学校が認可されることをそれほど望んではいないということが明らかになった。

第6章は、2009年に制定された連邦法、無償義務教育に関する子どもの権利法(RTE法)を取り上げ、無認可学校が基準をクリアして正式の認可校にならない場合、制裁措置を含めて閉鎖を要求しており、厳格に実施されれば大きな混乱を生む可能性について指摘した。しかし実態として各州の執行への動きは遅く、そのことは無認可私立校が非合法的な枠組みやコネクションを利用しながらも、現状において不十分な公教育を補完しているという意味で公益上の機能を果たしていることを明らかにした。

最後に筆者は、無認可私立校がインド社会において果たしている機能について、以下の5つにまとめた。すなわち、(1)「機能不全状態にある公立学校」に代わりインドの教育の普遍化を促進していること、(2)「機能不全状態にある公立学校」に対して不満を持つ貧困層の教育要求に応えていること、(3)認可私立学校の経営者が無認可学校を運営することにより、新たな収入源を得ていること、(4)認可私立学校には勤務できない無資格教員、とりわけ女性教員に職場を提供していること、(5)公立学校教員や行政官の非公式な収入源となっていること、である。

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入するときは、400～1,100 wordsで作成し審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(続紙 3)

(論文審査の結果の要旨)

本論文はインドにおける貧困層の間に浸透しつつある、低授業料の私立 (Low Fee Private, LFP) 学校、とりわけそのなかでも政府の公式統計に含まれない、無認可の私立学校について、その実態、法的位置づけ、果たしている機能、そして保護者などの意識について分析したものである。本論文では無認可学校とその発展・存続を支える非公式の規則を「影の制度」と捉え、学校インフラや教員資格において政府の基準を満たさない非正規の学校が存続、普及し、また実態として正規学校のように、卒業生を正規の上級学校へと進学させているメカニズムについて明らかにした。

本論文は以下の点で、顕著な独創性と高い学術的意義が認められる。(1) 第一に、インドにおいて無償義務教育の施行が制定されてから長い年月が経つが、その普及が名目的な状態にとどまっている理由について明らかにしたこと。すなわち、インドの法律において無償義務教育の規定は法的制裁を伴わない指導原理であり、経済困難地域や家庭に配慮した様々な例外規定が作られ名目化していること。また政府の私立学校の認可基準は高く設定され、それに見合う施設や教員を備えた教育のコストは高くなり、一部の国民にしか利用できないものになっていることを示したこと。

(2) 第二に、その一方で、政府の発行する教育統計にも含まれない、無認可の私立学校が存在し、機能不全の状態にある公立学校を補完するように、安価で比較的質の良い教育を提供して普及してきていることを明らかにしたこと。すなわち、富裕層を対象にした認可エリート校は高額な授業料により運営されており、一般の公立校は原則として無償化されているものの、多くの教師にやる気がなく機能不全に近い状態にあり、無認可私立校はこの間を埋める学校として普及してきたことを明らかにしたこと。

(3) 第三に、これらの無認可学校が正規の学校に近い機能を果たすメカニズムを解明するために、Srivastava (2007) の「影の制度的枠組み」を援用して説明したこと。すなわち、これらの学校の多くは、正規の認可学校の経営者やその一族によって姉妹校のように運営され、授業料が安価だけでなく、編入学時期や授業料納付や免除について柔軟性があること。また上級正規学校への進学に際しては、認可私立学校から購入・調達した修了証明書が発行され、公的な制度的枠組みに準拠するための工夫がなされていること。さらに経営者の政治的コネクションや賄賂、教員給与の二重帳簿などにより、基準を満たさない学校が認可を受けており、これも安い授業料を実現する手段として機能していることを明らかにしたこと。

(4) 第四に、これらの無認可私立学校と認可学校との共同体的連携の存在を示したこと。すなわち、デリー高等裁判所が無認可学校に対して、子どもの権利を侵害

(続紙 4)

するものとして閉鎖を命じたとき、認可学校も多く加盟するデリー私立学校協会は、無認可学校の法的正当性と社会的意義を主張して擁護した経緯を詳述した。このことから、インドの無認可学校が、認可学校とは対立・競合する存在ではなく、現状において互いに相手を必要とする補完的存在であることを明らかにしたこと。

(5) 第五に、デリーの無認可私立学校9校の経営者や教員、保護者にインタビューおよび質問紙調査を行い、これらの学校を運営する経営者の意識、働く教員の意識、学校を選択した保護者の意識について分析したこと。その結果、経営者の多くは営利の意識とともに、公教育に代わる貧困者への教育提供の使命感を持っていること、また教員、特に女性教員は家事などと両立できるよい職場であると考えていることが明らかになった。そして保護者は、その安価で比較的高い教育の質を支持し、学校が認可されることは、授業料の高騰を招く心配から、むしろ望んでいないこと、などを明らかにしたこと。

以上、本論文はインドの公的な政策や統計などからはわからない、教育の「影の制度的枠組み」を、長期にわたる滞在調査と綿密な面接・質問紙調査により、明らかにしたもので、そのオリジナリティと研究の意義は大きく、すでにその一部は海外の査読付き学会誌に掲載されるなど、高い評価を受けている。しかしながら、本論文については、なお検討すべき課題も指摘された。

(1) 先行研究のいう「影の制度的枠組み」には賄賂や二重帳簿など様々な不正も含まれるが、それらを含めた広い定義を用いると、無認可学校の法的正当性と社会的意義が損なわれる恐れもあり、より絞った理論の適用が求められること。(2) また、財源の不足する途上国一般におけるコンセンサスモデルや、日本の外国人学校のような非正規学校の上級学校への接続問題などへの示唆を提供できる、より抽象度の高いモデルへの洗練への努力が求められること、などである。このように、本論文は今後の課題を残すものの、それらは本論文の学問的な意義を損なうものではない。口頭試問においては、これらの課題についての的確な応答が行われ、本人も今後の研究課題として、それらを克服する努力を行う決意を示している。

よって、本論文は博士(教育学)の学位論文として価値あるものと認める。また、平成24年12月6日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

論文内容の要旨及び審査の結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降